



2022年5月13日

各 位

会 社 名 林兼産業株式会社
代表者名 取締役社長 中部 哲二
(コード番号 2286 東証スタンダード市場)
問合せ先 総務部長 金子 岳夫
(TEL. 083 - 266 - 0210)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月27日開催予定の第83期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の家畜魚類診療所における魚病診断業務を拡充し、養殖業界の発展に貢献することを目的として、新たに養殖魚用医薬品の販売事業(正式名称は「動物用医薬品卸売販売業」)を始めることといたしました。これに伴い、事業目的にその旨を追加するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 日程(予定)

第83期定時株主総会開催日	2022年6月27日
定款変更の効力発生日	2022年6月27日

3. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

以 上

(別紙)

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(5) (省略) (新設)</p> <p>(6) 船舶の所有、観光娯楽施設および不動産の売買、貸借ならびに管理運営</p> <p>(7) 前各号の目的遂行に必要な事業に対する投資</p> <p>(8) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p><u>(6) 医薬品の研究、開発、製造、販売および輸出入</u></p> <p>(7) 船舶の所有、観光娯楽施設および不動産の売買、貸借ならびに管理運営</p> <p><u>(8) 前各号の目的遂行に必要な事業に対する投資</u></p> <p><u>(9) 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="815 159 932 197"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="815 197 906 235"><u>第 1 条</u> 現行定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 16 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="815 562 906 600"><u>第 2 条</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="815 741 906 779"><u>第 3 条</u> 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>